

長期使用製品安全点検制度に関するお願い

長期使用製品安全点検制度について

- 長期使用製品安全点検制度とは「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品の経年劣化による重大事故を未然に防止するため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度」です。

特定保守製品について

- この機器は消費生活用製品安全法（消安法）で指定された特定保守製品です。
- 特定保守製品とは「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なもの（消安法第2条第4項）」として指定された製品です。

点検（有償）について

- 特定保守製品は、経年劣化による重大事故を防止するため、製品ごとに設定された点検期間中に法定の点検を受けることが製品の所有者の責務として求められています（消安法第32条の14）。この機器に表示してある点検期間になったら、忘れずに点検を受けてください。なお、法定の点検後も機器を使用する場合は、点検の総合判定に基づいた点検時期（点検員が点検時にお知らせします）に再度点検を受けることが、この機器を安全にお使いいただくために必要となりますのでご注意ください。
- 上記点検は、点検の基準に機器が適合しているかどうかを確認するものであって、その後の安全を担保するものではありません。

機器への表示について

- 特定保守製品には、機器本体に特定保守製品・型式・特定製造事業者等名・製造年月・設計標準使用期間・点検期間・問合せ連絡先を表示することになっています。
機器に各項目が表示されていますので、確認してください。

